

中山町有害鳥獣被害防止対策協議会	中山町全域	令和4年度～令和5年度	カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシ	有害捕獲	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くじ屋の購入 オウノ主製作所 25基 エノオス 31基 345,815円(税込) ・稲わらの導入 イノシシ用クマ専用箱わな 2基 393,800円(税込) ・鳥獣被害対策実施隊活動報酬 1,275円/時間 R4支払実績 684,275円(521時間) ・イノシシ捕獲研修会 講師 東北野生動物保護管理センター 40,480円(税込) ・協議会消耗品の購入 消耗品代 3,630円(税込) <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くじ屋の購入 エノオス 34基 199,525円(税込) ・稲わらの導入 イノシシ用クマ専用箱わな 1基 217,000円(税込) ・鳥獣被害対策実施隊活動報酬 1,275円/時間 R5支払実績 684,675円(537時間) <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わらの導入 イノシシ用クマ専用箱わな 1基 217,800円(税込) ・鳥獣被害対策実施隊活動報酬 1,275円/時間 R6支払実績 898,850円(760時間) ※予算上限に達したため、91.5%を乗じて計算し支払い。 ・講演会の実施 タイトル「地域ぐるみでできる鳥獣被害対策」 全町民を対象として、情報提供、鳥獣対策への機運醸成を目的に開催。 講師代 46,000円(税込) 周知チラシ代 42,350円(税込) 	<p>・稲わら 中山町有害鳥獣被害防止対策協議会</p>	<p>実施隊員へのわなの貸与等により、地域内でのわな設置数が増加傾向にあるため、捕獲数も増加傾向にある。また、活動報酬を支払うことで、有害捕獲事業への意欲と意欲向上に大きく寄与し、地域の鳥獣被害軽減に大きく貢献している。さらには、今回講演会を開催したことで、普段鳥獣被害に関わらない層にも実態を知ってもらうことが出来たと感じている。想定より少ない参加者ではあったものの、今後必要に応じて続けていきたい。</p>	R4	R6	R6	R4	R6	R6	<p>カラス</p> <p>50.0</p> <p>47.5</p> <p>60.0</p> <p>-400.0</p> <p>1.0</p> <p>0.9</p> <p>1.5</p> <p>-500.0</p> <p>ムクドリ</p> <p>50.0</p> <p>47.5</p> <p>60.0</p> <p>-400.0</p> <p>1.5</p> <p>1.4</p> <p>1.3</p> <p>133.3</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>イノシシ</p> <p>30.0</p> <p>28.5</p> <p>30.0</p> <p>0.0</p> <p>0.6</p> <p>0.5</p> <p>0.8</p> <p>-333.3</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>15.0</p> <p>14.5</p> <p>30.0</p> <p>-3000.0</p> <p>0.1</p> <p>0.1</p> <p>0.2</p> <p>-1000.0</p> <p>イノシシ</p> <p>60.0</p> <p>57.0</p> <p>50.0</p> <p>333.3</p> <p>6.0</p> <p>5.4</p> <p>5.0</p> <p>166.7</p> <p>ニホンジカ</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>合計</p> <p>205.0</p> <p>195.0</p> <p>230.0</p> <p>-250.0</p> <p>9.2</p> <p>8.3</p> <p>8.8</p> <p>43.5</p>	<p>カラス、ムクドリ</p> <p>捕獲従事者は現状と異ならない。捕獲頭数が減少したことで、電音面積及び投書金額が増加している。根本的な解決策を講じていない。</p> <p>ハクビシン</p> <p>目撃情報や農作物被害が増加している。農村集落において農作物がねぐらとする空き家などの増加が、生息域の拡大や個体数の増加に繋がっていると思われる。稲わらによる駆除が主な対策となっているが、捕獲頭数の増加には至っていない。</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>目撃情報はほとんどないが、特に秋の果樹関係の収穫期に差し掛かると、果実や樹木への被害が散見されている。</p> <p>イノシシ</p> <p>年度で多少の増減はあるものの、年々捕獲頭数が増加している。直接作物への被害は少ないが、田舎の掘り起こしによる耕地や農路、農作業への影響が懸念されている。協議会による、実施隊への稲わらの貸与などの取組により、稲わら等捕獲機材の設置数は増加傾向にあり、その分捕獲頭数も増加傾向にあるため、引き続き捕獲の取組を強化していただきたい。</p>	<p>被害対策には実施隊以外にも地域住民の協力が必要不可欠であり、対策の意識醸成を目的とした講演会の開催は評価される。</p> <p>イノシシによる被害金額及び被害面積が目標値に達していません。捕獲頭数も増加傾向にある。</p> <p>貸与稲わらの捕獲率が100%であることから、適切な捕獲活動による被害対策の効果は表れたと考えられるため、今後も継続していただきたい。</p> <p>一方で、イノシシ以外の鳥獣による被害金額は目標値に達しておらず、町全体の目標達成に影響している。目標達成には、も鳥獣の生息や被害対策の知識を普及啓発した上で、被害対策を実施していくことが必要だろう。</p> <p>また、被害対策は捕獲だけでなく、侵入防止柵の設置やねぐらなどの環境整備を併せて実施することで、より効果が期待できる(目標値達成しているイノシシも同様である)。これには実施隊以外にも住民の協力が必要不可欠であるため、上記のような講演会等を定期開催し、意識醸成を図ることも重要となってきている。</p>	被害金額、被害面積どちらも目標値を達成することはできなかった。今後も地域住民の意識醸成を行い、侵入防止柵の設置推進や生息環境整備の取組につなげられるように、侵入防止柵の整備、生息環境整備の取組、有害捕獲の総合的な対策を実施していきたい。
西川町鳥獣被害防止対策協議会	西川町全域	令和4年度～令和6年度	ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ノウサギ、ムクドリ、ニホンザル	有害捕獲	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による捕獲活動 捕獲実績(ツキノワグマ) R4 8頭 R5 41頭 R6 3頭 R7 0頭 R8 9頭 R9 9頭 活動実績(出役数) R4 258回 R5 841回 R6 449回 ・捕獲機材の導入 R4 クマ用箱わな(1基) イノシシ用くわ(27基) センサーカメラ(5台) R5 クマ用ドラム缶わな(1基) イノシシ用くわ(15基) R6 イノシシ用箱わな(3基) センサーカメラ(5台) ・捕獲講習会の開催 R5 1回 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備活動 R4 - R5 - R6 延べ5人、計72時間 <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の導入 R4 ICTわな基地用(1台) ICTわな中継器(5台) ICTわな検知器(9台) ・捕獲機材の導入 R5 ICTわな中継器(2台) R6 ICTわな検知器(5台) 	<p>・稲わら 中山町有害鳥獣被害防止対策協議会</p>	<p>(1)有害捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内全域でツキノワグマやイノシシによる野営・果樹の被害や水田侵入が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、有害捕獲を行った。ツキノワグマは、被害があった農地に稲わらやドラム缶わなを設置し、捕獲実績は令和4年度は3頭であった。イノシシについては、被害があった農地に稲わらやくわを設置し、捕獲実績は令和6年度は9頭であった。 <p>(2)生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内でも被害の大きい沼山地区において藪の刈払いや不要樹伐倒の環境整備を行った。 <p>(3)ICT等新技術の実証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度にICTわな「マタギツ嬢」を9台導入した。ICTわなの活用により、わなの見回りに係る労力が軽減した。 <p>(4)ICT等新技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に導入したICTわな「マタギツ嬢」を追加で導入した。同じくわなの見回りに係る労力が軽減された。 <p>(5)鳥獣被害防止施設(新規整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内全域でツキノワグマやイノシシによる野営・果樹の被害や水田侵入が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、電気柵等の整備を行った。整備を行ったほ場においては整備後の被害は発生せず、効果的であった。 	R4	R6	R6	R4	R6	R6	<p>ニホンザル</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>1.2</p> <p>0.0</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>65.4</p> <p>62.1</p> <p>167.0</p> <p>-3078.8</p> <p>0.2</p> <p>0.2</p> <p>0.1</p> <p>200.0</p> <p>イノシシ</p> <p>111.0</p> <p>105.4</p> <p>134.5</p> <p>-419.6</p> <p>0.6</p> <p>0.6</p> <p>0.6</p> <p>100.0</p> <p>ハクビシン</p> <p>0.3</p> <p>0.0</p> <p>1.4</p> <p>-366.7</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>タヌキ</p> <p>1.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>ノウサギ</p> <p>37.5</p> <p>35.6</p> <p>15.5</p> <p>1157.9</p> <p>0.1</p> <p>0.1</p> <p>0.1</p> <p>700.0</p> <p>ムクドリ</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>ニホンジカ</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>0.0</p> <p>100.0</p> <p>合計</p> <p>215.2</p> <p>203.1</p> <p>316.4</p> <p>-852.9</p> <p>0.9</p> <p>0.8</p> <p>2.0</p> <p>-1337.5</p>	<p>(ニホンザル)</p> <p>生息個体数が少ないため、被害はほとんどなかった。</p> <p>(ツキノワグマ)</p> <p>本事業の活用により、出役件数に対して安定した捕獲が行えており、防除として電気柵の整備や環境整備とも一体的行った結果被害頭数の減少が期待できると考えられる。今後も引き続き捕獲の強化を図るとともに、防除策の普及を図っていく。</p> <p>(イノシシ)</p> <p>本事業の緊急捕獲活動による捕獲頭数の増加や電気柵の設置により、一定の防除効果は得られているものの、生息域の拡大及び個体数の増加が著しく、被害面積及び被害額は増加した。特に、電気柵が未設置の農地において被害が増加しており、引き続き電気柵の設置の推進や地域ぐるみによる防除等の整備など、捕獲と環境整備を効果的に組み合わせた被害対策の推進に取り組む。</p> <p>(ハクビシン、タヌキ)</p> <p>主に家庭菜園などの被害が発生しているがその量は計上できない程度の被害で減少している。個体数についても一定の量を確保していると考えられる。引き続き電気柵による防除の普及を図っていく。</p> <p>(ノウサギ、ムクドリ)</p> <p>生息個体数は毎年減少していると思われる。それに伴い被害も減少した。</p> <p>(ニホンジカ)</p> <p>生息個体数が少ないため、被害はなかった。しかし、近年目撃が増えつつあることや、県内でも南方では捕獲数が増えていることから、当初でも初期段階での対策を検討していく。</p>	<p>被害金額・金額ともに目標値を達成できていないのは、イノシシの個体数増加が引き続き影響していると考えられる。イノシシの捕獲は、実施隊がくり返し尽力しているが、被害に対して実績が上がっていない。また、ツキノワグマ管理については、その年の秋の農の豊作状況により被害の発生が抑制されていることから、引き続き有害捕獲や侵入防止策の整備を推進するとともに、生息環境管理に係る意識啓発を図りたい。</p> <p>被害面積はおおむね目標値を達成している一方、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシンの被害金額は目標値を達成しない結果となった。有害捕獲、侵入防止策の整備、生息環境管理の取組みを進めているものの、個体数の増加に対処できていないと推察される。対策により一定の効果は期待されていることから、引き続き有害捕獲や侵入防止策の整備を推進するとともに、生息環境管理に係る意識啓発を図りたい。</p>	

大石町鳥獣被害防止対策協議会	大石町内全域	R4～R6	イノシシ ツキノワグマ	有害捕獲	【イノシシ】 R4: 23頭、R5: 25頭、R6: 19頭 【ツキノワグマ】 R4: 3頭、R5: 2頭、R6: 2頭 【カラス】 R4: 34羽、R5: 29羽、R6: 12羽	大石町鳥獣被害防止対策協議会	くくり置 R5.2～ R7.2～	農地においてイノシシ、クマによる水稲・果樹等の被害が発生していることから、実施隊が有害捕獲を行った。 大石町では令和元年度ごろからイノシシの出没数が顕著的に増加した。そのうち実施隊が現場での捕獲を積み、また、地域内で連携して取り組むことにより確実な技術向上に繋がっており、現在は年20数頭ほどの捕獲となっている。 ツキノワグマについては、山の作物の状況、主にブナの葉の豊作、凶作によって農地への出没数が増減するため、単独に捕獲数のみを比較し効果を見るというのは難しいが、積極的な捕獲により被害額は抑えられている。	R2	R6	R6	R2	R6	R6	0.1	982.5	ツキノワグマ 本事業を活用し、捕獲活動を実施したほか、電気柵の設置による被害防止に努めた結果、被害面積及び被害額は減少した。 イノシシ 本事業による有害捕獲の実施や指定管理捕獲事業、電気柵の設置により、一定の防除効果は得られているものの、生息域の拡大及び個体数の増加が著しく、被害面積及び被害額は増加した。特に、電気柵が設置の農地において被害が増加しており、引き続き電気柵の設置の推進や地域ぐるみによる緩衝帯の整備など、捕獲と環境整備を効果的に組み合わせた被害防止対策の推進に取り組む。	クマ・イノシシ等の被害が多く出ている地域については、電気柵の敷設が進んでおり被害が抑えられている傾向にある。しかし、限られた設置帯により電気柵を設置していても被害を受けている農地が見受けられる。そのような箇所においては電気柵設置後の適切な管理・指導が必要。 鳥類については、実施隊による訓練を使用した定期的な巡回・見守り活動により一定の効果は出ているが、実態を使用することにより実施場所が限られてしまうことから、ピンポイントでの捕獲は難しいと推測される。鳥類による被害が出てくる農地においては生産者自らの防除対策が必要。ただし、面積の広い箇所については、生産者の防除に対する負担が大きいため、行政による費用の支援をお願いしたい。	ツキノワグマ、ハクビシン、ハンフトカラス・ハンボソリカラス、野ウサギについては被害金額及び被害面積が減少し、自捕獲を達成する結果となった。 一方、イノシシは、有害捕獲や侵入防止柵の整備を進めているものの、個体数の増加に対策が合っていないと推察される。 対策により一定の効果は得られていることから、引き続き有害捕獲や侵入防止柵の整備を推進するとともに、生息環境管理にかかわる意識啓発を図りたい。	
大石町鳥獣被害防止対策協議会	川前	R4～R6年度	イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=1400m	川前地区農事実行組合	R6.8	100%	・侵入防止柵の設置 集落と農地の境界で、イノシシによる農地野菜や水稲、そばの農作物被害が多発していたことから、侵入防止柵を設置。これらの取組により、対象農地の農作物被害がなくなった。	R2	R6	R6	R2	R6	R6			鳥獣による被害があつてから早急に対応したことで、対象農地の農作物被害はなくなったが、他の地域への普及も必要である。	対策をした箇所は作物の被害を防ぐことが出来たが、近くまでイノシシが来た影響があるため、範囲を絞らず、山間部はもったいない範囲で対策が必要である。	被害金額の目標は達成したが、被害面積は達成できなかった。侵入防止柵を整備した箇所に付近にイノシシの足跡が確認されていることから、侵入防止柵の効果が発揮されていると考えられる。成功事例を波及させるとともに、生息環境管理にかかわる意識啓発を図りたい。
	次年子		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=2100m	次年子地区農事実行組合	R5.10	100%	・有害駆除 令和4年から令和6年にかけてイノシシを50頭、クマを4頭を捕獲した。	ツキノワグマ	108.0	81.0	21.6	320.0	0.2	0.1	3.0	-9500.0		
	田沢		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=900m	田沢地区農事実行組合	R5.10	100%		イノシシ	304.2	234.0	51.1	360.5	2.6	2.0	63.0	-10068.7		
	里		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=2500m	里地区農事実行組合	R5.10	100%		ニホンジカ	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	上宿		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=500m	下宿・黒滝地区農事実行組合	R5.10	100%		ハンボソリカラス ハンフトカラス	72.0	72.0	31.6	156.1	0.1	0.1	4.5	-4300.0		
	次年子		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=2990m	次年子地区農事実行組合	R4.9	100%		ハクビシン	-	-	-	-	-	-	-	-		
	田沢		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=1620m	田沢地区農事実行組合	R4.9	100%		ウサギ	-	-	-	-	-	-	-	-		
	横山		イノシシ	侵入防止柵の設置	電気柵2段張り L=1400m	横山地区農事実行組合	R4.9	100%		カワウ	-	-	-	-	-	-	-	-		
	大石田町		イノシシ	有害捕獲	実施隊による捕獲活動 R4: 20頭 R5: 12頭 R6: 28頭	大石町鳥獣被害防止対策協議会				サギ	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	大石田町		クマ	有害捕獲	実施隊による捕獲活動 R4: 1頭 R5: 3頭 R6: 0頭	大石町鳥獣被害防止対策協議会				くくりわなの購入 R4: 12基 R5: 3基 R6: 20基	くくりわな R4: 10～ R6: 11～									
										合計	484.2	387.0	104.3	398.8	2.9	2.2	70.5	-10738.1		

山形県	県内全域	令和6年度	ニホンザルツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	人材育成活動	<鳥獣被害対策指導者養成研修> 別添1のとおり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<鳥獣被害対策指導者養成研修> 県内全域からの受講があり、地域における指導者の養成に資することができた。今回から全講義を受講するよう働きかけ17名が全講義を受講した。 今後、鳥獣被害対策指導者として活躍するために必要な知識・対策を理解した人材を養成することができた。	-
					<地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> 別添2のとおり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> 令和6年度はモリノ地区を6地区にて取り組みを行い、住民が主体となった鳥獣被害防止対策を推進した。また、実績報告会を実施するとともに、報告会の内容を公表することで、他地域に成功事例を広く普及することができた。	-	

- 注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。
6：被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごとに実績値や達成率等を記載すること。また、合算達成率も記載すること。
7：次のいずれかに該当する場合には、達成率が低調であると判定すること。
(1)被害面積、被害金額等について、合算達成率が共に70%未満である場合
(2)次に該当する鳥獣種の被害面積、被害金額等について、対象鳥獣ごとの達成率が共に70%未満である場合
ア 被害金額全体(全ての対象鳥獣における被害金額(実績値)の合計をいう。以下イにおいても同じ。)の2割以上を占めるシカ又はイノシシ
イ 被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥獣
8：目標が未達成となった場合は、「都道府県の評価」の欄に、総合支援チェックシート及び緊急捕獲チェックシートの遵守状況に係る確認結果を記載すること。
なお、遵守状況の確認に当たっては、証拠書類の保存・提出は必須ではない。ただし、聞き取りの結果、書類を保存していると回答があった場合には、当該書類を確認する場合がある。

5 都道府県による総合の評価

今回評価対象となった9市町のうち、7市町で達成状況が低調となった。主たる要因としては生息数及び範囲を拡大するイノシシやツキノワグマ被害によるものであるため、侵入防止柵の設置などの被害防除対策、追払いや放任果樹の伐採等による生息環境管理や捕獲対策を組み合わせ、総合的な対策の優れた取組みの普及・推進について各市町へ呼びかけていく。